

浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置計画および 浜岡原子力発電所保安規定の変更認可申請について

2013年11月6日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}第43条の3の32第3項の規定に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

また、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)^{※2}の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。今後、国による審査を受けてまいります。

当社は、2013年9月18日に2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管している新燃料について、5号機に搬出する計画から、除染をしたうえで燃料加工メーカに搬出する計画に変更することをお知らせしました。(2013年9月18日お知らせ済み)

今回はこの変更に伴い、1号機および2号機の運転終了以降の運用実績等の反映をあわせて、廃止措置計画および保安規定の変更認可申請をおこなうものです。

【廃止措置計画の変更認可申請の主な内容】

- 1 2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管している新燃料(148体)について、5号機に搬出する計画から、除染をしたうえで燃料加工メーカに搬出する計画に変更することとし、核燃料物質の管理および譲渡に係る記載を変更します。また、当該新燃料の搬出完了時期を2013年度末から2014年度末にする等の変更をおこないます。
- 2 1号機および2号機の運転終了以降の放射性液体廃棄物の放射能が減ったことにより、放射性液体廃棄物の放出時の希釈水を減らすことが可能となったため、希釈水を復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水へ切り替えることとし、放射性液体廃棄物の処理および管理の計画に係る記載を変更します。
- 3 1号機および2号機の運転終了以降の運用実績等から、2号機の復水タンクを1号機および2号機の共用設備とすることならびに1号機の補給水系の運用を変更することとし、放射性液体廃棄物の処理および管理の計画等に係る記載を変更します。
- 4 上記の計画変更の反映等を行うため、設備の維持管理に係る記載を変更します。

【保安規定の変更認可申請の主な内容】

- 1 廃止措置計画の変更認可申請の内容を、保安規定に反映します。
- 2 2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管されている新燃料を燃料加工メーカへ搬出することに伴い、燃料集合体から燃料棒を1本ずつ引抜き、除染し、再度燃料集合体に組み立てる業務に従事する者を保安教育の対象者に追加するとともに、教育内容を追加します。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上